

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

平成28年8月25日（木）

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局荒川上流河川事務所長 加藤 智博

1. 業務概要

- (1) 業務名 H28荒川上流部改修記録誌作成業務
- (2) 業務内容 本業務は、荒川上流部における河川事業等に関する計画の変遷や事業・工事の内容、河川に係る流域の特徴や社会的変化等の既往資料を収集整理し、体系的に河川事業全般の変遷等を記録・保存し、職員等関係者がそれらの内容を的確に把握・確認するための記録誌として取りまとめる。
- (3) 履行期限 平成29年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき（3）の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照）

- (7) 配置予定技術者（主たる担当者）については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成18年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
- ・ 同種業務：河川事業（ダム事業・砂防事業を含む）に関する資料の収集整理および取りまとめを実施した業務（同一業務で実施したもの）
 - ・ 類似業務：公共事業に関する資料の収集整理および取りまとめを実施した業務（同一業務で実施したもの）
- (8) 配置予定技術者（主たる担当者）については、平成28年8月25日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町3-12

国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 経理課 契約係

電話：049-246-6372

FAX：049-242-1883

電子メール：ktr-kt4631a@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

電子データでの交付を希望する者には、記録媒体（CD-R等）を(1)に持参又は郵送（交付希望者の負担）することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。

①郵送の場合：上記（1）に申し出ること。

②窓口での交付：平成28年8月25日から平成28年9月26日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成28年9月26日（月）17時15分

提出場所：上記（1）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

提出された企画提案書について以下のとおりヒアリングを実施する。

①実施予定日：平成28年9月28日（水）

予備日 平成28年9月29日（木）

②開始時間：後日連絡する。

③場所：関東地方整備局荒川上流河川事務所（住所は3.(1)と同じ。）

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

(6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は説明書による。